

はちおうじししやうがいしやちいきじりつしえんきやうぎかい
八王子市障害者地域自立支援協議会
へいせい ねん ど だい かいそうかい ぜんたいかい かいぎろく
平成23年度第3回総会（全体会） 会議録

かいさいにちじ (開催日時) へいせい ねん がつ にち か
平成24年2月7日（火）10:00～12:00

かいさいばしよ (開催場所) しやくしよほんちやうしやじむとう かいぎしつ
市役所本庁舎事務棟8F 802会議室

しゅつせきしや (出席者)

いじん 2 名 出席

まつい りやうすけ おおすか ひろこ たかはし よしひと やまもと まこと どい ゆきひと つかだ よしあき かざま みよこ
松井 亮輔、大須賀 裕子、高橋 義人、山本 誠、土居 幸仁、塚田 芳昭、風間 美代子、
しば としこ おおくぼ たくま いのうえ よしふみ さきた きやうこ さんどう みそら まつお りゆうじ うちだ いたろう うじひら
芝 敏子、大窪 卓真、井上 美文、崎田 京子、山同 美空、松尾 隆司、内田 伊太郎、氏平
けいこ なかにし よしこ おおた よしひこ うえだ ひろみ たまる としひこ ひらまつ けいこ たけした りんべい かとう やすたけ
啓子、中西 好子、大田 吉彦、上田 広美、田丸 俊彦、平松 慶子、竹下 倫平、加藤 保武

しやうがいとうじしやいじんしや ちてき (知的サポーター) 2 名 出席

みつおか よしひろ しんかわ てつし
光岡 芳宏、新川 哲史

けつせきしや (欠席者) 3 名 欠席

なかにし しやうじ ただ やすし さかもと こういち
中西 正司、夢田 靖史、坂本 好一

じむきよく (事務局) こさかこうれいしや しやうがいしやたんどうぶちやう ほんじしやうがいしやふくしにかちやう やまもとしゆき ふるさわしゆき
小坂高齢者・障害者担当部長、細井障害者福祉課長、山本主査、古澤主査、

さいとうしゆき さくらだしゆき いのうえしゆき まつうらしゆじ あらいしゆじ
斎藤主査、櫻田主査、井上主査、松浦主事、荒井主事)

1 開会

- こさかこうれいしや しやうがいしやたんどうぶちやうあいさつ
小坂高齢者・障害者担当部長挨拶
- なかにしかいちやうけつせき まつい おおすかふくかいちやう にん しんこう
中西会長欠席のため、松井・大須賀副会長 2 人で進行。
- じむきよく より しりやうかくにん
事務局より資料確認

2 差別禁止条例について

- さべつきんしじやうれいあんけんとうぶかい たかはしぶかいちやう はちおうじ しじやうれいあんたい ごう しやうがい ひと ひと とも
差別禁止条例案検討部会の高橋部会長より、八王子市条例案第24号「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」に沿って報告
- けいい
経緯
へいせい ねん がつ しぎかい じやうれいせいいてい せいがん かけつ
平成22年12月：市議会で条例制定についての請願が可決。
へいせい ねん がつ しやうがいしやじりつしえんきやうぎかい けんとうぶかい ほつそく
平成23年 3月：障害者自立支援協議会、検討部会が発足。
11月：第12回検討部会で最終報告を纏める。自立支援協議会・市へ報告
12月：市議会で条例案が可決
けんとうぶかい ほつこく しょうりやう
検討部会で報告をして、終了

ちゅうもくてん
注目点

- だい 2 じやう 「障害者」「社会的障壁」「差別」について条文で定義している。
- だい 6 じやう さべつ きんし しやかいてきしやうへき じよきよ じやうぶんか
差別の禁止、社会的障壁の除去について条文化
- だい 7 じやう ごうりてき はいりよ じやうぶんか
合理的な配慮について条文化
- だい 14 じやう かんけいほうれい ちやうわ ほんとう じりつしえんきやうぎかい げんきやう
関係法令との調和について（本当は自立支援協議会にも言及したかったが…）

⑤第15条～21条 差別に関する相談から調整委員会までについて制度化

⑥附則2 3年を目途に、国・都の動向を見ながら更に検討を加える。

・感想

部会に参加した皆さんも市職員も大変な苦勞があつてこの条例が出来た。

都道府県・政令指定都市を除いて、差別禁止条例を制定したのは八王子市が初。

昨年12月の最終部会でも部会員から「部会の検討を通じて、広く市民の理解と共感が得られる条例でないといけないと感じた。また、それを制度化することは本当に難しいと感じた。」「1つの条例を制定するのが、こんなにも大変なものだと分かった。」「制定に向けての検討や市との協議など、貴重な機会に立ち会えた。」「さまざまな障害種別の人たちが集まって検討することで相互理解が進んだ。」「条例は制定できたが、条例の定着に向けてまだまだ部会の努力が必要」「障害当事者、公募委員、商工会、市役所、さまざまな立場の人間が集まって「市民協働」で検討できたのが良かった」という意見が出た。

部会長としても、約一年間、部会員の皆さんの一緒にやっけてこられたことが一番うれしかったことだと思う。条例制定後、新聞などでも取り上げられ、他市の市議会、労働組合からも問い合わせが来ている。こうした先例としての条例を制定できたことを、改めて心より感謝します。ありがとうございました。

・質疑応答

①土居) 条例附則に「市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあるが、具体的な日程はどうなっているのか。

細井) 「目途」なので具体的な日程ではなく目安。平成24年10月の虐待防止法、平成25年8月の障害者自立支援法の見直し、総合福祉法の施行もあるので、法制度の動向を見ながら必要な時期を検討する。(ちなみにさいたま市では、虐待防止法の制定にあたって見直しを検討したが大きな変更は必要ない。ということになった)

土居) 具体的な3カ年計画で動くものではない。ということで理解しました。

②大須賀) 調整委員会はどのようにするのか。

細井) 事務局が主体となって現在組織作りをしています。詳しくは後で説明します。

3 来年度設置する部会について

新たな部会の設置についての案を運営会議の検討内容を土居座長より報告

土居) 来年度については、協議会設置から実質2年目であり、以下の2部会のみとし、他の専門部会の設置については、今後引き続き検討していく。

来年度設置する部会

(1) 障害者権利擁護推進部会

- ・今年度の差別禁止条例案検討部会に代わるものとして、今後の条例運営に係わる部会を設置する。
- ・役割 ①条例の普及啓発(市民への周知等)について検討。
②条例制定後の運営管理(モニタリング)について検討。

・部会役員等

部会長 土居 幸仁 副部会長 茅田 靖史 崎田 京子

事務局 塚田 芳昭

部会員については、自立支援協議会の会長・副会長、部会3役(部会長・副部会長・事務局)、障害者福祉課で協議して決定する。

(2) 地域移行・継続支援部会(来年度設置する新規部会)

- ・運営会議で審議した結果、この部会を新年度の部会として立ち上げたい。
- ・問題意識:大きなテーマは就労(社会参加)も含めた地域で生活していくこと

在宅障害者について、現在は家族などの支援が無くなってしまうとその地域を離れて施設に入所することが多い。住み慣れた地域で継続して生活するには地域レベルで支援していく必要がある。「定着」だと新しく地域に入って来た障害者のみを対象とするイメージがあるので、今その地域にいる障害者が引き続いて生活していくため、という意味で「継続」とした。

- ・役割 ①障害者の施設・病院からの地域移行と、その後地域で継続して生活していく仕組みについて検討。
②地域で生活している人が、入所・入院にならないよう出来る限り地域での生活を継続できるよう支援。

・部会役員等

部会長 山本 誠 副部会長 芝 敏子 大須賀 裕子

事務局、部会員については、自立支援協議会の会長・副会長、部会役員(部会長・副部会長)、障害者福祉課で協議して決定する。

・質疑応答

①竹下)「地域移行」には住宅供給も含むのか。

山本)「地域移行」については包括的に考えていくので、内容について制限は無い。全体としての話から始めて整理をしていく。

竹下)さいたま市や千葉市では障害者が賃借する際の保証人の代行や不動産業者の斡旋などの住宅支援を行っている。また、国土交通省でも金銭的な支援事業を行っている。八王子市はまだこうした支援は無いので、この部会でも障害者の住宅のための支援について話し合っていきたい。

芝)住宅は重要な問題なので、制度面についても十分な検討が必要。また、建物については直に関わっている設計士とも建築の分野で連携していく必要がある。部会ではソフト面とハード面から障害者が出来るだけ入所を選択しないで地域の中で安心して暮らしていけるか検討したい。

たけした じゅうたく けんちくか たか ちょうせい れんけい ひつよう
竹下) 住宅についてとなると、建築課など他課との調整・連携が必要となるのでは。

ほそい ひつよう おう ぶかい さんか ちょうせい けんとう
細井) 必要に応じて部会に参加してもらおうなどの調整は検討します。
たけした でき ちいまいこう けいぞくしえん ぶかい さんか けんとう
竹下さんも出来れば地域移行・継続支援部会に参加して、この点について検討してもらいたい。

たけした
竹下) わかりました。

※補則

うえだ ちいきかつどうしえん あくせす ちんたいほしょうにん ほしょうにんきょうかい つか ひよう じよせい
上田) 「地域活動支援センター あくせす」では賃貸保証人について保証人協会を使う費用の助成の
まどぐちぎょうむ じゅうきよさが ちんたいしやくけいやく てだす きよじゅうしえん じぎょう おこな
窓口業務や、住居探し・賃貸借契約の手助けなどの居住支援事業を行っています。

まつい ぶかい きほ なんにん
②松井) 部会の規模は何人くらいになるのか。

どい さいてい にん ひつよう かんが
土居) 最低でも10人ぐらひは必要かと考えている。

おおすが じんせん しえんきょうぎかい ぜんたいかい ねん かい ぶかい さんか
大須賀) 人選はどうするか。支援協議会のメンバーは全体会だけでも年3回あるので、部会にも参加
するのは負担になる。常任のメンバーとしてではなく必要の議題の時だけ参加でも良いので
は。部会の参加者については部長が調整する必要がある。

どい うんえいいいん ぜんたいかい せつきよくてき ぶかい かが ほ
土居) 運営委員としては、全体会のメンバーにも積極的に部会に関わって欲しい。
ぶかい のメンバーには じりつしえんきょうぎかいがいはい
部会のメンバーには自立支援協議会以外からも入ってもらう。

たけした ぶかい ないよう みてい ぶぶん けつてい た あ きき
③竹下) 部会の内容について未定の部分はいつ決定するのか。立ち上げだけ先にするのか。

どい しょうがいしゃけんりようごすいしんぶかい ていどないよう き
土居) 「障害者権利擁護推進部会」については、ある程度内容は決まっている。

おおすが せいしき ほそく がつ けんとう ひつよう ば しょうにん ぐたいてき
大須賀) 正式に発足するのは4月からだが、それまでに検討は必要。まず、この場で承認されてから、具体的な
ないよう かくぶかいやくいん じむきよく きょうぎ ていあん
内容は各部会役員や事務局で協議して提案していきたい。

らいねん ぶかい せっち ぱくしゅ しょうにん
～来年は、この2部会を設置するということで、拍手で承認～

うちだ ぶかい かいし
④内田) 部会はいつから開始するのか

ほそい しょうがいしゃけんりようごすいしんぶかい がつちゅう た あ
細井) 障害者権利擁護推進部会は3月中に立ち上げたい。
ちいまいこう けいぞくしえん ぶかい ちょうせい ひつよう じき がつ かんが
地域移行・継続支援部会は調整が必要なので時期をずらして6月くらいからで考えている。

⑤大須賀) 2つの部会は両方ともに参加可能か

細井) 可能。また委員以外でも参加可能

⑥土居) 両部会にはもっと広いメンバーが参加できる実行委員会のようなものを作るといった意見もある。

⑦加藤) 地域移行・継続支援部会で「就労」についても検討していきたい。

「地域移行・継続支援」は範囲として広すぎるのではないかと。部会の回数も多くないので、余り全体的なテーマだと、漠然とした議論にしかないのではないかと。

山本) 確かにその点では不安がある。もし議論の中で「就労については切り離して議論した方が整理できる」となったら特化した部会を新設することも検討したい。

芝) 確かに様々な議題があるのは事実だが、今回あえて細分化した部会を設置せずに「地域移行・継続支援」という形にしたのは、様々な議題を市全体の問題として共有し、連携していきこう。という狙いがあるもの。より細かい議題については(市との協議も含めて)今後の課題。

氏平) (就労移行支援をしている立場から) 生活が基盤にあって初めて就労が出来る。「生活」と「就労」は両立・連携が必要だと思う。

大須賀) 障害ごとにそれぞれの障害特性も勘案する必要がある。議論の前提として障害特性についても考えておかないと、まとまった議論が出来ないのでは。障害分野ごとに検討するのか、まず特性について議論し認識を共有してからなのか、考える必要がある。

4 差別禁止条例制定後の市民への周知について

山本主査より説明

・著名人を招いての講演会「条例制定記念講演会」

講演会の予定(日程・会場等)

平成24年10月6日(土) 午後2時～4時

会場: クリエイトホール 5階 ホール 定員 通常170席(最大242席)

講師:未定なので、推薦したい人がいればご連絡ください。

・庁内周知及び職員研修

条例制定について、他所管へ周知・協力依頼

職員研修 講師は、運営会議の委員にお願いしたい。(できれば全職員参加)

・(市民周知のための) ガイドブック作成

差別禁止条例、平成24年10月施行の障害者虐待防止法を含めた障害者施策に関するガイドブックを作成する。

A4版 カラー 40ページ

このガイドブックの作成については、障害者権利擁護推進部会を交えて検討していきたい。

概要版も作成予定

9月末日までに作成して、10月6日の講演会ではお披露目できるようにしたい。

・市広報掲載

特集号(5月1日又は6月1日号)7ページ(平成24年度の特集の中でも最大規模)

(1) 障害者数、障害の種類、条例の概要等

(2) 座談会(市役所広報担当から提案)

障害者2名+関係者

どんな時に壁を感じたか?

どんな体験があったか?

壁をなくすには?

(3) 周囲の人と支え合い、充実した社会活動を行っている障害者を紹介(密着取材)

(4) まとめ

人と人がつながりながら「普通に暮らす」ことが幸せなのは、健常者も障害者も一緒である。

(※広報2月1日号に条例制定の紹介記事あり)

・質疑応答

①(土居) 講師は福祉の専門家か一般の認知度が高い著名人か、どういった人選を考えているか。

(細井) 具体的に「こんな人が良い」という案があったら事務局に教えてほしい。但し、予算が決まっている(20~40万円?)ので、あまり講演料の高い人は呼べない。

②(田丸) ガイドブックは優しい言葉で作ってほしい。ふりがなや絵を付けて、内容がわかりやすい形で。

(細井) 障害者権利擁護推進部会でガイドブックの作成に協力して欲しい。

(田丸) わかりました。

5 調整委員会について

山本主査より説明

- 八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）
「調整委員会」とは「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」第21条に規定されており、市長に申立てのあった障害者差別等の事案に対して、その申立てについて調査審議する市長の附属機関。

- 委員人数 7名以内

- 委員構成
 - 法律関係(弁護士)
 - 医療関係(医師)
 - 学識経験者(大学教授)
 - 教育関係(特別支援学校管理職)
 - 人権擁護委員
 - 障害者支援機関
 - 障害当事者※上記選出区分より、7名で構成

- 任期 2年(再任は妨げない。)

- 委員長及び副委員長 調整委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。(具体的には、「調整委員会規則」において定める。)

- 会議の招集 委員長は、調整委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 委員会の開催回数 年3回程度(1回あたり2時間程度)

- 委員報酬 会議1回あたり 12,000円

- 事務局(庶務) 調整委員会の庶務は、健康福祉部障害者福祉課において処理をする。

- その他 その他調整委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

- 詳しくは、障害者福祉課で現在作成中の「調整委員会規則」(平成24年4月1日施行予定)で定める。

- 質疑応答 無し

6 その他

おおすが ひとことかんそう
大須賀) 一言感想を…

うちだ こんかい よ べんきょう じぶん ちょうかい じちかい しゅつこう じんいんちょうせい
内田) 今回は良い勉強をさせてもらった。自分は町会・自治会からの出向なので人員調整などもある
かもしれないが、今後もよろしく願います。

なかにし じょうれい りねんじょうれい じっしじょうれい きのう とうじしやあいだ かいけつ
中西) この条例は「理念条例」ではなく「実施条例」。きちんと機能すれば当事者間では解決できな
いような問題を解決する手段となる。また部会に当事者の考えが反映されている点が良い。
(八王子市保健所の立場から) 組織として関わっていきたいと思う。

いのうえ こんかい とちゅう さんか しやかいふくしきょうぎかい (ボランティアセンター) たちば づぎ
井上) 今回は途中からの参加となったので、(社会福祉協議会 (ボランティアセンター) の立場から) 次
の機会にはまた、よろしく願います。

おおた じょうれい きぎょう きょうせいりよく も いみ こわ じょうれい げんじょう し
太田) この条例は企業にも強制力を持つ(ある意味)「怖い」条例だが、現状では「市は～する」と
いう文言や市の予算が無いので実効性が無く理念的なレベルにしかならないのではないかと。例え
ば障害者の就労について考えた時に企業の負担に対して予算を付けないと強い強制力にはな
らない。単に、市の姿勢を示すだけに留まらず、実効性のある条例として運営していくためには
予算の裏付けが必要なのでは。来年度の部会で周知・問題共有するのは第一歩として、その実現に
は、もっと強い姿勢が必要になるだろう。
また市長が変わったので、ちゃんと引き継いでいけるかも重要。

さんどう びんせいいいん しょうがいしや かんけい ぶかい ちよくせつかか きかい いがい すく こんかい
山同) (民生委員として) 障害者の関係では部会などはあるが、直接関わる機会は意外と少ない。今回
は勉強になった。こういった条例が今まで出来てなかったのとは思ってた。

つかだ しょうがいしやけんりようごすいしんぶかい さんかよてい ちいまいこう けいぞくしえんぶかい かん
塚田) 障害者権利擁護推進部会に参加予定(地域移行・継続支援部会にも関わりたい)。
市の委託事業として相談支援センターの業務の中で、条例の市民周知、広報等に努めていきたい。

まつお じょうれい けんじょうしや しょうがいとうじしや りかい もうした おお
松尾) この条例について、健常者だけでなく障害当事者も理解してないと申立てが多くなりすぎるの
では。調整委員会について、申立ての件数がどれくらいになるのか。年3回で足りるか。

→どい もんだい ばあい もうした そうだんしえんきかん しやくしよ そうだん かい
土居) 問題があった場合、いきなり申立てにはならない。まず相談支援機関・市役所で相談して、解
決しない場合に申立て。実際には申立ての前の段階でなるべく解決していく。(千葉県の場合で
も今まで調整委員会まで問題が行った例はない。)又、この条例を出発点として健常者と障害
者の相互理解を進め、無理解や誤解からくる問題を無くしていければと考えている。

ひらまつ こんかい べんきょう
平松) 今回は勉強になりました。ありがとうございました。

たまる ちてきしょうがいしや ぶかい ねん けんとう
田丸) 知的障害者の部会に6年ほど居る。バリアフリーについて検討していきたいと思う。差別のない
社会の結びつきに努めていきたい。

上田) (地域活動支援センター あくせすとして) 地域移行・継続支援部会に参加したい。

崎田) 障害者権利擁護推進部会に参加予定。よろしくお願ひします。

氏平) (「就労・生活支援センターふらん」として) 企業に就労した人のケアをしている。就労した人も、地域の中で生活する上での問題を抱えている。そういった問題について検討していきたい。

大窪) 知人が条例の検討部会に参加していたので、条例制定まで大変だったというのは聞いている。しかし、これからが制度を整えていくのがもっと大変だと思ひるので頑張りましょう。自分も障害当事者で実態も知っているので、地域移行・継続支援部会で就労について検討していきたい。

風間) 障害者権利擁護推進部会に参加予定。きちんと予算も付けて具体的で実効的な内容を検討をしていきたい。

山本) 今年一年やって来て、まだまだ共有できてないことが多いように感じた。来年度もよろしくお願ひします。

・連絡事項

土居) 自立支援協議会の委員の任期は3年です。まだまだ続きますので今度もよろしくお願ひします。

細井) 今後、自立支援協議会では障害福祉計画・障害者計画の数値目標のモニタリングがあります。決算資料が出来上がったら、また連絡をします。

7 閉会

細井) それでは、司会をしていただいた松井副会長、大須賀副会長ありがとうございました。これで、平成23年度第3回八王子市障害者地域自立支援協議会を終了させていただきます。今年度の協議会はこれでおしまいです。ありがとうございました。